

報道機関各位

大切なペットを守ろう！ マイクロチップ装着にかかる費用の一部を補助します

動物の遺棄防止や災害時などに逸走した犬や猫の返還につながる、所有者を明らかにするためのマイクロチップの装着を推進するため、装着にかかる費用の一部を補助する事業を実施します。

1 事業名

北九州市マイクロチップ装着普及啓発事業

2 実施時期

令和5年10月1日(日)～令和6年3月31日(日) (但し先着500頭に達し次第終了)

3 事業の目的及び概要

マイクロチップについては、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」において、令和4年6月1日から、販売される犬や猫への装着が義務化されました。しかし、現在飼育している犬や猫については努力義務とされています。

マイクロチップの装着及び登録は、所有者を明らかにし、遺棄の防止や災害発生時など逸走時の飼い主への返還につながることから、未装着の犬や猫にマイクロチップを装着する費用の一部(1頭当たり1,500円(税込み1,650円))を支援することで、装着にかかる飼い主の負担を軽減し、その普及・啓発を図るものです。

4 実施方法

(公社)北九州市獣医師会に委託して実施します。

希望する市民は同会会員病院に申し込み、飼育している犬・猫にマイクロチップを装着します。令和5年度は500頭の実施を予定しています。

5 添付資料

北九州市マイクロチップ装着普及啓発事業チラシ



マイクロチップの読み取り

<問い合わせ先>

保健福祉局動物愛護センター

電話 093-581-1800

担当 (所長) 城井、(係長) 川合